

健発 0331 第 7 号
平成 29 年 3 月 31 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省健康局長
(公 印 省 略)

「予防接種法第 5 条第 1 項の規定による予防接種の実施について」
の一部改正について

予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 5 条第 1 項の規定により市町村長が行う予防接種については、「予防接種法第 5 条第 1 項の規定による予防接種の実施について」（平成 25 年 3 月 30 日付け健発 0330 第 2 号厚生労働省健康局長通知）の別添「定期接種実施要領」により示しているところである。今般、定期接種実施要領の一部について別紙のとおり改正することとしたので、貴職におかれては貴管内市町村（保健所を設置する市及び特別区を含む。）及び関係機関等へ周知を図るとともに、その実施に遺漏なきを期されたい。

記

1 改正の概要

(1) 平成 29 年度以降における日本脳炎の 2 期の特例対象者に対する定期接種の積極的な勧奨について定めたこと。

なお、特例対象者以外の日本脳炎の対象者に対する積極的勧奨については、従前どおり取り扱うこと。

(2) その他必要な改正

2 施行期日

平成 29 年 4 月 1 日